令和６年度 水質検査計画

成田市水道事業

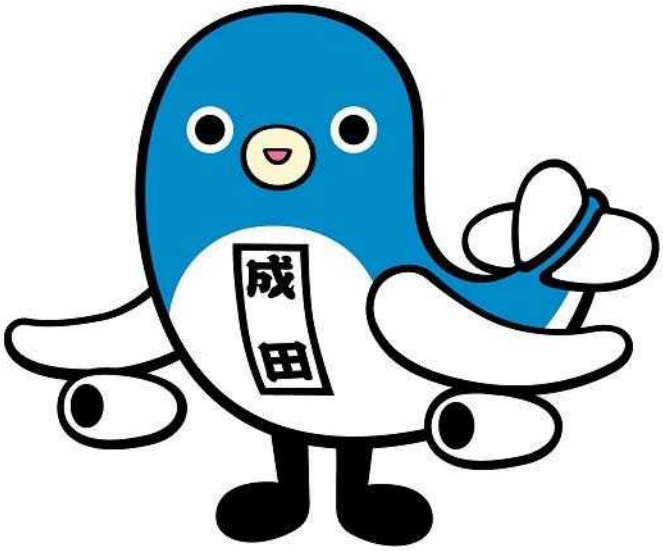

成田市観光キャラクター
うなりくん
© 成田市2009

令和６年　３月　作成
令和６年　８月　改訂

１．基本方針

成田市水道部では、市民の皆様が安心して飲用していただける水道水を供給するために、水源の状況に応じて適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解願うため、次のとおり水質検査計画を作成し公表するものです。

２．水道事業の概要

当市の水道事業の内容は、次のとおりです。

① 給水区域

東町水系	東町（一部）、成田、上町、本町、田町、仲町、幸町、花崎町、馬橋、新町、寺台（一部）、土屋（一部）、御所の内（一部）、東和田（一部）
飯田町水系	飯田町（一部）、飯仲（一部）、江弁須（一部）、並木町（一部）
並木町水系	並木町（一部）、郷部（一部）、美郷台（一部）、囲護台、不動ヶ岡、公津の杜、飯田町（一部）、飯仲、江弁須（一部）、大袋（一部）、南平台、土屋（一部）、はなのき台、船形（一部）、宗吾１丁目（一部）、宗吾２丁目（一部）、宗吾３丁目
三里塚水系	三里塚（一部）、三里塚御料（一部）、本三里塚(一部)、西三里塚、南三里塚、、本城
宗吾水系	宗吾１丁目（一部）、宗吾２丁目（一部）、台方（一部）、下方（一部）
東和田水系	東和田（一部）、御所の内（一部）、久米野（一部）、山之作（一部）、吉倉（一部）、馬場（一部）、寺台（一部）、小菅（一部）、駒井野（一部）、新駒井野、畑ケ田（一部）、川栗（一部）、本三里塚（一部）、大清水（一部）
山口水系	山口（一部）、東町（一部）、寺台（一部）、美郷台（一部）、郷部（一部）、土屋（一部）、ウイング土屋、押畑（一部）、和田（一部）、赤荻（一部）、飯岡（一部）、久住中央１丁目～4丁目、幡谷（一部）、松崎（一部）、大竹（一部）、下福田（一部）、長沼（一部）、佐野（一部）、南羽鳥（一部）、北羽鳥（一部）、北部（一部）、安西（一部）、竜台（一部）、野毛平（一部）、関戸（一部）、東金山（一部）、西和泉（一部）、大清水（一部）、川栗（一部）、畑ケ田（一部）、駒井野（一部）、三里塚御料（一部）、本三里塚（一部）、三里塚光ケ丘、三里塚（一部）

なお、成田ニュータウン地区は千葉県企業局（県営水道）の給水区域となります。

② 水源の種類 ： 地下水、及び表流水（表流水については印旛広域水道用水供給事業より浄水を受水しています）

③ 浄水場の名称

東町水系	東町配水場
飯田町水系	飯田町配水場
並木町水系	並木町配水場、公津の杜配水場
三里塚水系	三里塚配水場
宗吾水系	宗吾配水場
東和田水系	東和田配水場
山口水系	山口配水場、郷部配水場、久住配水場、野毛平配水場

3．水質の状況

水源及び各浄水場における浄水方法は、以下のとおりとなっております。

浄水場名	水源		浄水方法
	深井戸	表流水	
東町配水場	４本	－	塩素滅菌処理
飯田町配水場	１本	－	塩素滅菌処理、除鉄・除マンガン処理
並木町配水場	５本	受水	塩素滅菌処理、除鉄・除マンガン処理 (受水については、塩素濃度調整のみ)
三里塚配水場	３本	－	塩素滅菌処理、除鉄・除マンガン処理
宗吾配水場	１本	－	塩素滅菌処理、除鉄・除マンガン処理
東和田配水場	１本	－	塩素滅菌処理、除鉄・除マンガン処理
山口配水場	－	受水	塩素濃度調整

当水道事業の水源（深井戸）における水質の特徴としては、次のような点があげられます。

① ０.７㎎／L 程度の鉄が含まれている原水があります。

② ０.１㎎／L 程度のマンガンが含まれている原水があります。

③ 給水管に鉛管を使用している場合、停滞水（長時間使用しなかった水）による鉛の溶出が懸念されます。

上記の①及び②については、除鉄･除マンガン装置により除去しております。

③については、検査の結果未検出であり、通常の使用では健康上問題はありませんが、念のため長時間水道を使用しなかった時は、使い始めの水（バケツ１杯程度）は飲用以外に使用して頂けますようお願いします。

また、浄水工程で使用している薬品類が基準超過する可能性が考えられますが、薬品類の受入れの都度、出荷時の分析値を確認しておりますので問題ありません。

表流水の受水については、千葉県企業局北総浄水場にて浄水処理された水道用水を、印旛広域水道用水供給事業から受水しております。受水の水質検査は、印旛広域水道用水供給事業により、当水道事業配水場への流入地点で行い安全を確認しております。詳細につきましては、印旛郡市広域市町村圏事務組合のホームページをご確認ください。

４．水質検査を行う地点

給水栓検査についての検査地点は下表のとおりです。原水については、各井戸及び着水井にて検査を行います。

No	給水区域名	採水場所名	所　在　地
１	東町水系	御所の内第三街区公園	東和田地先
２	飯田町水系	飯田町子供の遊び場	飯田町地先
３	並木町水系（並木町）	並木畑街区公園	並木町地先
４	三里塚水系	南三里塚共同利用施設	南三里塚地先
５	東和田水系	本三里塚第二共同利用施設	本三里塚地先
６	宗吾水系	公津公民館	宗吾１丁目
７	並木町水系（公津の杜）	鶴巻街区公園	はなのき台３丁目
８	山口水系（郷部）	押畑街区公園	美郷台２丁目
９	山口水系（久住）	榎入街区公園	久住中央４丁目
１０	山口水系（山口）	安西共同利用施設	安西地先
１１	山口水系（野毛平）	光ケ丘共同利用施設	三里塚光ケ丘地先

５．検査項目と検査頻度

これまでの水質検査の結果等を考慮して、令和６年度の水質検査については、以下のとおり実施することとしました。

＜毎日検査＞

毎日の水質検査が法令で義務付けられている、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、各水系の末端周辺地点で行います。

＜基準項目検査＞

法令に基づき、水質基準項目（５１項目）の水質検査を行います。各項目の実施頻度は法令に基づく頻度で行いますが、一部の項目については、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去３年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の１／５以下であるときは、概ね１年に１回以上、また、過去３年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の１／１０以下であるときは、概ね３年に１回以上の実施へと、検査回数を減じることができます。

当市では、概ね３年に１回以上の検査回数に減じることができる場合においても、水質の変化に対応できるよう、年１回は必ず検査を実施します（原水についても年１回の検査を行います）。

なお、令和２年度より基準値が０．０５ｍｇ/Ｌから０．０２ｍｇ/Ｌに改正された六価クロム化合物については、過去の検査結果（平成２９年度から令和元年度まで）について、全ての水系において新基準値の１／１０未満（０．０００２ｍｇ/Ｌ未満）であることを確認しています。

また、水質基準項目中のカビ臭原因物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については地下水系では過去において検出されたことはありませんが、水質の変化に対応できるよう年１回の検査を実施します。受水を原水としている水系については、原因藻類が発生する時期が特定できないため、供給元である印旛広域水道用水供給事業が実施する検査回数と同様に、月１回の検査を実施します。

各水系における水質基準項目の検査頻度を、別紙 水質検査表１から１２に示します。

＜水質管理目標設定項目＞

水質管理目標設定項目は、年１回原水にて検査を行います。但し、消毒副生成物は浄水で検査を行います。また、農薬類については、検査対象となるべき項目について検査を行います。検査項目について、別紙 水質検査表１３に示します。

＜その他の項目＞

クリプトスポリジウム等の対策として、全ての井戸にて年４回の指標菌検査を行います。

放射性物質検査については、井戸を原水とした水系にて適切な箇所、及び頻度で検査を行います。

なお、受水している浄水については、印旛郡市広域市町村圏事務組合のホームページで詳細をご確認ください。

６．検査方法、及び委託検査

水質検査は一部を除き、試料の採取及び運搬を含め業務を委託しております。（水質検査表参照）検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

委託検査機関の選定に際し以下の事項について確認を行い、水質検査の信頼性を確保します。

・外部精度管理調査に係る資料
・内部精度管理の実施状況
・水道ＧＬＰ及びＩＳＯ/ＩＣＥ１７０２５の認定状況
・「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づいた妥当性評価書

委託した検査の実施状況の確認方法については、検査結果の根拠となる資料（検量線・分析チャート等）の確認、検査施設への立入検査等により委託検査機関の検査状況を把握します。

７．臨時検査について

臨時検査は、次のような場合に実施します。

① 定期の水質検査により水質異常が判明したとき
② 水源の水質に著しく異常が生じたとき
③ 浄水処理に異常が生じたとき

④ 水源付近や給水区域で消化器系感染症が流行しているとき

⑤ その他、必要と認められるとき

なお、臨時の水質検査を実施する項目は、水質基準項目を中心に状況に応じた項目について 、定期検査と同じ委託検査機関にて速やかに行うものとします。

８．関係機関との連携ついて

常に安全な水道水を安定供給するには、関係機関との連携が重要となるため、水質汚染事故や水系感染症などが発生した場合は、千葉県水政課、印旛郡市広域市町村圏事務組合、及び当市環境部等との連携により情報を把握し迅速な対応を図ります。

９．水質検査計画の見直し

厚生労働省が行う水質基準の改正、及び原水水質の著しい変化や使用する薬品類の基準超過などがあった場合は、随時、計画の見直しを行います。

１０．　水質検査計画及び検査結果の公表について

① 次年度の水質検査計画は、前年度の３月にホームページ等で公開します。

② 市民の皆様のご意見を参考にさせて頂き、次年度の水質検査計画を作成します。

③ 水質検査結果は、随時ホームページで公表します。

④ 水質検査結果について水質基準を満たしているかを評価し、通常値と明らかに異なる値が検出された場合は、速やかに原因調査を行い再検査するとともに、次年度の検査計画を作成する際の参考とします。

なお、本計画は、千葉県と協議して作成しております。

【　問合せ先　】
成田市水道部　工務課

住　　所　　成田市山口２９３－１
電　　話　　０４７６－２２－０２６９
ファックス　　０４７６－２２－６１２２
メ　ー　ル　　komu@city.narita.chiba.jp

（別紙）

水質検査表　１（東町水系　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう年1回の検査頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	1	過去の検査結果が基準値の1/10以下で被圧帯水層の地下水であるため、水質の変化に対応できるよう年1回の検査を実施する
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	1	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　２（飯田町水系　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	1	過去の検査結果が基準値の1/10以下で被圧帯水層の地下水であるため、水質の変化に対応できるよう年1回の検査を実施する
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	1	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　３（並木町水系(並木町)　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	12	水源に原因藻類が発生する時期が特定できないため、受水供給元である印旛広域水道用水供給事業が実施する検査回数と同様とする
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	12	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　４（三里塚水系　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基8	六価クロム化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	1	過去の検査結果が基準値の1/10以下で被圧帯水層の地下水であるため、水質の変化に対応できるよう年1回の検査を実施する
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	1	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　５（東和田水系　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	1	過去の検査結果が基準値の1/10以下で被圧帯水層の地下水であるため、水質の変化に対応できるよう年1回の検査を実施する
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	1	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　６（宗吾水系　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基8	六価クロム化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	1	過去の検査結果が基準値の1/10以下で被圧帯水層の地下水であるため、水質の変化に対応できるよう年1回の検査を実施する
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	1	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　7（並木町水系(公津の杜)　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	12	水源に原因藻類が発生する時期が特定できないため、受水供給元である印旛広域水道用水供給事業が実施する検査回数と同様とする
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	12	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　８（山口水系(郷部)　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	12	水源に原因藻類が発生する時期が特定できないため、受水供給元である印旛広域水道用水供給事業が実施する検査回数と同様とする
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	12	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　９（山口水系(久住)　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	12	水源に原因藻類が発生する時期が特定できないため、受水供給元である印旛広域水道用水供給事業が実施する検査回数と同様とする
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	12	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　１０（山口水系(山口)　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	12	水源に原因藻類が発生する時期が特定できないため、受水供給元である印旛広域水道用水共有事業が実施する検査回数と同様とする
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	12	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　１１（山口水系(野毛平)　浄水）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

※ 検査回数は、水道法施行規則第１５条第１項第三号に基づいて設定しております。

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)	浄 水 検 査 回 数 設 定 理 由
基1	一般細菌	委託	12	月1回の検査頻度とする
基2	大腸菌	委託	12	
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基4	水銀及びその化合物	委託	1	
基5	セレン　及びその化合物	委託	1	
基6	鉛　及びその化合物	委託	1	
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1	
基8	六価クロム化合物	委託	1	
基9	亜硝酸態窒素	委託	1	
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基12	フッ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基14	四塩化炭素	委託	1	
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1	
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1	
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1	
基20	ベンゼン	委託	1	
基21	塩素酸	委託	4	3箇月に1回の検査頻度とする
基22	クロロ酢酸	委託	4	
基23	クロロホルム	委託	4	
基24	ジクロロ酢酸	委託	4	
基25	ジブロモクロロメタン	委託	4	
基26	臭素酸	委託	4	
基27	総トリハロメタン	委託	4	
基28	トリクロロ酢酸	委託	4	
基29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	4	
基30	ブロモホルム	委託	4	
基31	ホルムアルデヒド	委託	4	
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないため、年1回の検査頻度とする
基34	鉄　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基35	銅　及びその化合物	委託	1	
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基38	塩化物イオン	委託	12	月1回の検査頻度とする
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過のため、基準頻度とする
基40	蒸発残留物	委託	4	
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基42	ジェオスミン	委託	12	水源に原因藻類が発生する時期が特定できないため、受水供給元である印旛広域水道用水共有事業が実施する検査回数と同様とする
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	12	
基44	非イオン界面活性剤	委託	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で水源に汚染源も存在しないが、水質の変化に対応できるよう、年1回の検査頻度とする
基45	フェノール類	委託	1	
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	12	月1回の検査頻度とする
基47	ｐＨ値	委託	12	
基48	味	委託	12	
基49	臭　気	委託	12	
基50	色　度	委託	12	
基51	濁　度	委託	12	
	残留塩素	委託	12	

（別紙）

水質検査表　１２（原水 井戸１５本）

＜ 水質基準項目の検査について ＞

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)
基1	一般細菌	委託	1
基2	大腸菌	委託	1
基3	カドミウム及びその化合物	委託	1
基4	水銀及びその化合物	委託	1
基5	セレン　及びその化合物	委託	1
基6	鉛　及びその化合物	委託	1
基7	ヒ素　及びその化合物	委託	1
基8	六価クロム化合物	委託	1
基9	亜硝酸態窒素	委託	1
基10	シアン化合物及び塩化シアン	委託	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	1
基12	フッ素及びその化合物	委託	1
基13	ホウ素及びその化合物	委託	1
基14	四塩化炭素	委託	1
基15	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	委託	1
基16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	委託	1
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	委託	1
基20	ベンゼン	委託	1
基32	亜鉛　及びその化合物	委託	1
基33	アルミニウム　及びその化合物	委託	1
基34	鉄　及びその化合物	委託	1
基35	銅　及びその化合物	委託	1
基36	ナトリウム　及びその化合物	委託	1
基37	マンガン　及びその化合物	委託	1
基38	塩化物イオン	委託	1
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	委託	1
基40	蒸発残留物	委託	1
基41	陰イオン界面活性剤	委託	1
基42	ジェオスミン	委託	1
基43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	委託	1
基44	非イオン界面活性剤	委託	1
基45	フェノール類	委託	1
基46	有機物質（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	委託	1
基47	ｐＨ値	委託	1
基48	味	委託	1
基49	臭　気	委託	1
基50	色　度	委託	1
基51	濁　度	委託	1

＜ その他の項目 ＞

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)
1	アンモニア性窒素	委託	1
2	色	委託	1回/週
3	濁り	委託	1回/週
4	放射性物質（Ｃｓ１３４）	委託	4回/年
5	放射性物質（Ｃｓ１３７）	委託	4回/年

＜ 指 標 菌 検 査 ＞

No	検　査　項　目	検査の種類	検査頻度(回/年)
1	大腸菌（定量検査）	委託	4
2	嫌気性芽胞菌（定量検査）	委託	4

（別紙）

水質検査表　１３（水質管理目標設定項目）

＜ 水質管理目標設定項目 ＞

採水地点　　浄水　：　並木町水系

　　原水　：　並木町着水井（並木町１号～５号井の混合）

No	検　査　項　目	検査頻度（回/年）	
		原水	浄水
目1	アンチモン及びその化合物	1	－
目2	ウラン及びその化合物	1	－
目3	ニッケル及びその化合物	－	1
目4	-----		
目5	1,2-ジクロロエタン	1	－
目6	-----		
目7	-----		
目8	トルエン	1	－
目9	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ（２-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ）	1	－
目10	亜塩素酸	－	1
目11	-----		
目12	二酸化塩素	－	1
目13	ジクロロアセトニトリル	－	1
目14	抱水クロラール	－	1
目15	農薬類	1	－
目16	残留塩素	－	△
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	△
目18	マンガン及びその化合物	1	△
目19	遊離炭酸	－	1
目20	１，１，１-トリクロロエタン	1	－
目21	メチル-ｔ-ブチルエーテル	1	－
目22	有機物（過マンガン酸カリウム消費量）	－	1
目23	臭気強度（ＴＯＮ）	－	1
目24	蒸発残留物	－	△
目25	濁度	1	△
目26	ｐＨ値	1	△
目27	腐食性（ランゲリア指数）	－	1
目28	従属栄養細菌	1	－
目29	１，１-ジクロロエチレン	1	－
目30	アルミニウム及びその化合物	1	△
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	－	1

注）△印は、水質基準項目にて実施する回数とし、例月に実施する浄水検査結果を反映します。（水質管理目標設定項目として新たな検査は実施しません。）

注）水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視により検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められたものです。